

ドラグ・ショベルが急旋回し、吊り荷に打たれる



発生状況

この災害は、農道橋工事現場において鋼矢板の補強用の土のうを移動する作業中に発生したものである。

この工事は、水路にかかる農道橋を架け替えるもので、前日までに古い橋は撤去され新しい橋の橋台部分への鋼矢板の打ち込みが終了していた。

災害発生当日は、鋼矢板の補強のため土のうを川底部分に積む作業を行う予定で、元請から現場代理人兼移動式クレーン運転者と作業員2名、下請から被災者と同僚が現場に集合した。

朝の打合せ後、被災者らがダンプトラックで運搬してきた土のう（1袋1t）30袋を吊り上げ荷重25tのラフタークレーンで川底へ吊り降していた。

しかし、作業開始から約2時間ほど経過したとき、移動式クレーン吊り上げ可能範囲内の土のうがなくなったので、吊り上げ可能範囲外にあった土のうをドラグ・ショベルを用いて移動式クレーンの可能範囲内に移動させることにした。

そこで、被災者がドラグ・ショベルで土のうを移動させ、次いでドラグ・ショベルから降りてバケットに玉掛けしたときに、同僚がドラグ・ショベルを運転しようとして運転席についたので、巻き上げの合図を行ったところドラグ・ショベルが急に左旋回し、被災者に土のうがぶつかり、反動で被災者はドラグ・ショベルに身体を打ちつけられた。

その後、被災者は病院に移送されたが、両肺挫傷のため死亡した。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 ドラグ・ショベルの運転者の衣服が操作レバーに引っ掛けていたこと

ドラグ・ショベルを運転していた同僚は、運転席に着座したときに自分の衣服がドラグ・ショベルの操作レバーに引っ掛かっていることに気付かないまま、被災者の吊り上げの合図に従って安全装置を解除したため、ドラグ・ショベルが急旋回したものである。

- 2 危険区域内で巻き上げの合図を行ったこと

被災者は、土のうの玉掛けが終わった後、ドラグ・ショベルのところから十分に離れずに、その場所で合図を送った。

すなわち、被災者は、安全な位置に退避しないで吊り上げの合図を送った。

- 3 ドラグ・ショベルを用途外に使用したこと

土のうの吊り上げ作業は、移動式クレーンを使用す

べきであり、その可動範囲内に土のうがなくなった場合には移動式クレーンを移動して作業を行う必要があったのに、安易にドラグ・ショベルを用途外に使用した。

対 策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 重量物の吊り上げは移動式クレーンで行うこと
重量物である土のうの吊り上げ作業には、移動式クレーンを使用することが原則であり、安易にドラグ・ショベルを用途外に使用することは避ける。（安衛則第164条関連）
- 2 作業計画を作成して作業を行うこと
移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ設置場所の地形、地質、吊り上げる荷の種類と質量、可動範囲等について検討し、適切な能力を有するクレーンを選定するとともに、作業の手順を含めた作業計画を定め、関係作業者に周知徹底する。
- 3 安全教育等を実施すること
移動式クレーンやドラグ・ショベルの運転は、免許所有者あるいは技能講習修了者等に行わせることはもちろんのこと、有資格者（玉掛け者も含む）に対して定期的に技能向上のため安全教育を実施する。
また、移動式クレーンを用いた作業を行う場合には、立入禁止等について関係作業者にあらかじめ教育を実施する。（クレーン則第74条関連）

| | | |
|-------------------------------|--------------|--|
| 業種 | | 橋梁建設工事業 |
| 事業場規模 | | 5～15人 |
| 機械設備・有害物質の種類 (起因物) | | 掘削用機械 |
| 災害の種類(事故の型) | | 激突 |
| 建設業のみ | 工事の種類 | 橋梁建設工事 |
| | 災害の種類 | パワーショベル等 |
| 被害者数 | | 死亡者数：1人 休業者数：0人 不休者数：0人 行方不明者数：0人 |
| 発生要因(物) | | |
| 発生要因(人) | | |
| 発生要因(管理) | | |

NO.100616